

公 告

常陸大宮農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年11月16日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年10月15日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 常陸大宮農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

（1）縦覧期間

自 令和8年10月16日（注：公告年月日の翌日）

至 令和8年11月16日（注：公告年月日の翌日から起算して30日目の日。

最終日が市町村の休日であるときはその翌日）

（2）縦覧場所

常陸大宮市役所産業観光部農林振興課 常陸大宮市中富町3135番地の6

2 意見書の提出について

（1）意見書の提出先 常陸大宮市役所産業観光部農林振興課

（2）提出方法 個人の場合にあつては住所、氏名、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、法人の住所を記載する。

（3）提出期限 令和8年11月16日

3 異議の申出について

（1）異議の申出先 常陸大宮市役所産業観光部農林振興課

（2）申出方法 異議申出人は氏名及び年齢又は名称並びに住所の記載した書面に押印し提出する。

（3）申出期間 令和8年12月1日

農用地利用計画変更計画

１．除外

番号	所 在	地目	面積 (㎡)	除外前の 用途	除外後の 用途	除外の理由
1	常陸大宮市石沢字合田 2172-2	畑	456	農地	自己用住宅 建設	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号に該当
2	常陸大宮市若林字東平 1332-9	畑	871 の内 735.29	農地	太陽光発電 設備設置	〃
	常陸大宮市若林字東平 1332-10	畑	330 の内 263.79	農地		

整備計画変更理由書

Ⅰ 整備計画の変更理由書

A－3 自己用住宅建設として、農用地 456 m²の変更が必要となったため。

F－3 太陽光発電設備設置として、農用地 999.08 m²の変更が必要となったため。

Ⅱ 整備計画変更後の概要

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地区域を次のとおり変更する。

地区	変更前 の面積	変更後 の面積	農用地区域から 除外する面積	変更に係る区域 の範囲	備考
A－3 石沢			0.05ha	2172－2	456 m ²
F－3 若林			0.07ha	1332－9 の一部	735.29 m ²
F－3 若林			0.03ha	1332－10 の一部	263.79 m ²
計			0.15ha		1455.08 m ²

2 農用地区域の概要

<変更前>

本地域における現況農用地約 4,723ha のうち、集落に介在する農用地等約 1,970ha を除いた約 2,753ha のほか、農業用施設用地 48ha を含めた約 2,802ha について農用地区域を設定する。

<変更後>

本地域における現況農用地約 4,723ha のうち、集落に介在する農用地等約 1,970ha を除いた約 2,753ha のほか、農業用施設用地 48ha を含めた約 2,802ha について農用地区域を設定する。

(単位：ha)

区 分		農 用 地						混牧 林地	農業用 施設用 地	山林 原野	その他	総面積
		田	畑	樹園地	小 計	採 草 放牧地	計					
農振地域の現況 A		2,546	1,936	85	4,567	156	4,723	0	50	19,882	6,667	31,321
農 計 用 画 地 利 用 B	変更前	1,544	1,026	41	2,612	142	2,753	0	48	0	0	2,802
	変更後	1,544	1,026	41	2,612	142	2,753	0	48	0	0	2,802
B/A %	変更前	60.6	53.0	48.2	57.2	91.0	58.3	0.0	96.0	0.0	0.0	8.9
	変更後	60.7	53.0	48.2	57.2	90.9	58.3	0.0	97.0	0.0	0.0	8.9

注：小数点以下四捨五入のため、小計、計及び総面積が一致しない場合がある。